

工事費内訳書の作成例（入札時に提出する統一様式「大項目以上等」）

金抜設計書（契約書添付用「※今まで通り」）

発注情報の入札公告等ファイル欄又は発注図書欄に添付されるPDF様式
(ぐんま電子入札共同システム)

工事費内訳書（入札時に提出する様式「大項目以上等」）

発注情報の入札公告等ファイル欄又は発注図書欄に添付されるエクセル様式
(ぐんま電子入札共同システム)

※工事区分	工事細別	単位	数量	単価	金額	摘要
【大項目】	道路改良					
【中項目】	道路土工					
【小項目】	掘削工					
【小項目】	掘削(土砂)	m	104.2			
【中項目】	埋戻し工					
【小項目】	機械埋戻し	m	20.3			
【小項目】	人力埋戻し	m	5.1			
【中項目】	残土処理工					
【小項目】	残土処理	m	78.8			
【大項目】	擁壁工					
【中項目】	基礎工					
【小項目】	現場打基礎	m	53.5			
【中項目】	ブロック積擁壁工					
【小項目】	天端コンクリート	m	53.5			
【小項目】	ブロック積	m	214.8			
【小項目】	小口止め	箇所	2			
【大項目】	縁石工					
【中項目】	縁石工					
【小項目】	歩車道境界(1型)	m	31.2			
【小項目】	歩車道境界(2型)	m	22.3			
※工事区分	共通仮設					
【大項目】	共通仮設費					※直接工事費の次の共通仮設費(技術管理費)で計上される。
【中項目】	技術管理費					
【小項目】	土質試験費	式	1			
	直接工事費					
	技術管理費	式	1			
	イメージアップ費	式	1			
	共通仮設費(率分)	式	1			
	共通仮設費計					
	純工事費計					
	現場管理費	式	1			
	工事原価					
	一般管理費(率分)	式	1			
	履行保証金	式	1			
	一般管理費計					
	工事価格					
	消費税相当額					
	合計					

工事細別	単位	数量	単価	金額	摘要
道路改良					
道路土工	式	1			
擁壁工	式	1			
縁石工	式	1			
共通仮設費					
技術管理費					
土質試験費					
直接工事費					
うち材料費	式	1			
うち労務費	式	1			
共通仮設費計	式	1			
純工事費計					
現場管理費	式	1			
うち法定福利費の事業主負担額	式	1			
うち建退共制度の掛金	式	1			
うち工事原価のうち安全衛生経費	式	1			
一般管理費計	式	1			
工事価格					= 応札金額
消費税相当額					
合計					

※積算上、売却益がある場合は、(売却益込)と表示される。

※1)工場製作に係る直接工事費、間接労務費は含めないこと。

※黄色のセルのみ入力可。

注) 小項目は数量等が記載されている最小項目。中項目は小項目の合計。大項目は中項目の合計。

工事費内訳書について

平成26年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。))が改正され、建設業者は入札契約適正化法の適用対象となる公共工事(以下「公共工事」という。)の入札に参加するにあたって、自己の見積金額にかかわらず、平成27年4月1日から入札金額の内訳を記載した書類(以下「工事費内訳書」という。)を提出することになっています。

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、入札契約適正化法が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました(入札契約適正化法第12条)。

1. 工事費内訳書の提出

ぐんま電子入札共同システムにおいて、契約担当者が発注案件ごとにエクセルファイルにより添付した「工事細別の大項目以上等」で構成する工事費内訳書の所要欄に、入札参加者は金額等を入力するとともに、検算等により内容を確認したうえで、ぐんま電子入札共同システムにより「エクセルファイル」で契約担当者に提出してください。

2. 工事費内訳書の入力にあたっての留意事項

- (1) 特段の問題がなければ、前掲の「工事費内訳書の作成例」における工事価格は万円単位、それ以外の項目は百円単位としてください。
- (2) 工事費内訳書(エクセルファイル)は、誤りが無いよう検算してください。なお、計算式を挿入することも可とします。

3. その他

低入札価格調査制度を適用している案件で低入札価格調査の対象となった場合は、群馬県低入札価格調査制度実施要領に基づき、契約担当者が入札参加者に、必要に応じて入札価格の内訳書を徴することがあります。